

5月号 こもれび

—— 編集発行 ——

介護老人保健施設
ル・サンテリオン

〒682-0023

鳥取県倉吉市山根55-233

電話 0858-26-3051

ファックス 0858-26-3005

E-mail:sante@med-wel.jp

URL:https://www.med-wel.jp

令和6年5月10日発行

サンテリオン基本理念

- 1.利用者の尊厳を守り、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。
 - 2.家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう包括的ケアサービス施設として専門職チームで支援します。
- ・基調テーマ：「魅力あるサンテリオン」

～地域から選ばれる 良質なサービスの提供～



写真：東郷湖羽合臨海公園あやめ池公園の藤の花 撮影者：Y.K

今月号の内容

2P 令和6年度 ル・サンテリオンテーマ

3P お花見、プリンアラモード作り

4P お花見、介護報酬改定に伴う料金の改定について、行事食施設利用料減免申請について～ご案内とお知らせ～



令和6年度ル・サンテリオンテーマ

「魅力あるサンテリオン」を目指して

①…フロア目標 ②…ひと言メッセージ

相談課

- ① 一人ひとりのご利用者の生活に視点をおき、今後の生活を考え、自立支援や在宅復帰支援に向けたケアプラン作成、多職種との連携を図っていきます。
- ② ご要望、ご不明なことがあれば、お気軽にご相談ください。

リハビリ課

- ① リハビリテーションマネジメントの充実を図り、在宅復帰、社会参加、暮らしやすい生活に着目したリハビリテーションを各専門職協力して行います。
- ② 各種ご相談があれば、リハビリテーション専門職の視点でご協力させていただきます。

ユニット東

- ① これまでの生活が継続できるように多職種・チーム連携を取りながら支援していきます。
- ② 日常生活の中で季節を感じて頂ける行事などを計画していきます。

ゆうゆう棟

- ① ご自分でやれることは出来る限り自分で行っていただき、生活機能の維持向上を支援します。
- ② ~笑顔で、「生きていてよかった」と感じられる瞬間の創造~をチームで作成支援します。

ユニット西棟

- ① ご利用者の主体性を重視し、個々に合わせたケアを行えるよう努めます。
- ② 自立支援を目的とした生活リハビリ、個々の希望に沿った日々の過ごし方を提供していきます。

通所リハビリ

- ① ご利用者一人ひとりの目標達成に向け、各専門職がチームで在宅生活を支援します。
- ② 皆さまが安全に安心して生活できるようサポートしていきます。

ケアハウス

- ① ご利用者の一人ひとりの健康管理・生活環境に留意しながら、楽しみのある生活が送れるよう支援させていただきます。
- ② ご家族、他事業所等との連携を図りながら、その人らしい生活が安心して送れるよう支援していきます。



ユニット
東

春爛漫♪満開の桜に誘われお花見に…。そよ風も心地よく皆様最高の笑顔です。



ゆうゆう
棟



施設にある桜が咲いたので、皆で見に行きました。天気も良くて、気持ち良さそうでした。



ユニット
西2F



今年は3月下旬から敷地内に桜が咲きました。満開の桜にこの笑顔！桜を見ながらのおやつは格別♡と皆さん春を満喫されました。



ユニット
西1F



プリンアラモードを作りました😊皆様真剣な様子で作られていました。完成後は皆様で召し上がられ「美味しい」と好評なご様子でした！

通所リハビリ

サンテリオンには桜の名所があります。せっかくなので外に出て桜を愛でながらおやつを食べました。皆さんの笑顔も桜に負けないくらい満開です。



介護報酬改定に伴う料金の改定について

令和6年6月より、通所リハビリ、訪問リハビリの介護報酬が改定されます。つきましては、6月ご利用分より、料金を改定させていただきます。詳しくは職員よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

行事食



今回は、あさをたっぷり使用した炊き込みご飯を提供させていただきました。また、茶碗蒸しには桜でんぶと、桜の花びらの飾りもつけて春らしく仕上げました。

施設利用料減免申請について～ご案内とお知らせ～

毎年6月末に減免申請をされたご利用者の中から審査を行い、「減免利用可」となられたご利用者に、毎年6月1日から翌年の5月31日までを基本として、ご利用料金の減額を行っております。

■対象となる方は下記の通りです

- *生活保護法により、保護を受けている方
- *利用者を含む世帯の市町村民税が非課税の方
- *利用者を含む世帯の前年所得課税年額が30,000円以下の方
- *その他、支払いが困難な理由のある方
(申請書に理由の記入が必要)

■減免申請に必要な書類

1. 施設利用等減免申請書 (サンテリオンの様式: 事務所にあります)
2. 令和6年度の所得税課税証明書 (注※内容は令和5年度のもので)
(6月1日から各市町役場で手続き可能)

※書類提出〆切 **6/20 (木)**

☆詳しくはサンテリオン事務所相談員: 河原・山根までお問い合わせください。

施設入所の方が対象となります

6/1
(土)

ふれあいはあとまつりが開催されます。

【時間】 10:30～15:30

【場所】 医療福祉センター 倉吉病院周辺
お誘い合わせの上ご来場下さい。

サンテリオンホームページはこちらからご確認ください。

→

